

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

327-8
09/5/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

NATOサミット：

東方拡大、ミサイル防衛など懸案は先送り —米新政策文書を待つ

4月1日のオバマ政権初の米ロ首脳会談に続いて、4月3~4日、ストラズブル(仏)とケール(独)でNATO60周年記念サミットが開催された。オバマ政権登場後のNATO拡大や東欧へのミサイル防衛配備問題の行方、および「戦略概念」見直しが重要関心事であった。結果的には、懸案は先送りされ新味のない会議となった。オバマ政権の「4年毎の国防見直し(QDR)」と「核態勢見直し(NPR)」の結果が出なければ先へ進めないということであろう。

米国のQDRとNPR

「核兵器のない世界」を目標に掲げたオバマ政権にとって、その実現にむけた第一歩の課題が米ロ関係の改善であり、具体的にはNATO東方拡大や東欧MD配備問題という懸案の解決であることは本誌で繰り返し指摘してきた。今回のNATOサミットは、これらの懸案の打開に向けた何らかの進展が見られることが期待された。こうした懸案に取り組むためのオバマ政権の準備態勢について、以下のことを念頭に置かなければならないであろう。

4月23日、米国防総省は「4年毎の国防見直し(QDR)」と「核態勢見直し(NPR)」の策定作業の開始を発表した¹。それによれば、見直し作業は今年の夏から秋にかけて行われ、最終報告が議会に提出されるのは来年早々である。また、この2010年QDRとNPRが国防総省予算に反映されるのは2011会計年度からとなる。国防総省発表はNPRの目的を「向こう5~10年の合衆国の核抑止政策、戦略および態勢を確立するためであり、戦略兵器削減条約(START)の後継協定の交渉に基礎を与えるためである」としている²。ミサイル防衛(MD)政策について、オバマ政権は発足以来、技術的な保証と費用対効果の観点から見直しを進めるとしていたが、今回の米ロ首脳会談(ロンドン)でも東欧MDについて双方の見解の違いを確認するとどまった³。この問題も上記の両見直しによって議論の基礎が作られることになる。

NATO東方拡大

冷戦終結後に軍縮のまたとない好機を得たにも関わらず、米国がNATOの東方拡大を推し進めロシアとの対立を激化させたことは、現在の米ロ軍縮交渉を進める上での障害を作り出している。今回のNATOサミットはこの点に関してこれまでの姿勢を維持し、「NATO拡大は、ひとつの自由な欧州という我々のビジョンに近づくとという歴史的な成功を収めてきた。…NATOの扉は今後も開かれている」(資料1参照)と正当化している。

昨年のブカレスト・サミットで新たにクロアチアとアルバニアの新規加盟を承認して28か国となったNATOにとって、東方拡大の次の焦点はグルジアとウクライナの加盟問題である。ロシアはこれに対して、自らの安全保障を脅かすとして強く反発してきた。

今号の内容

「米国待ち」のNATO新戦略

(資料)同盟安全保障宣言/サミット宣言(抜粋訳)

メドベージェフ、核軍縮で追加提案

(資料)ヘルシンキ演説(抜粋訳)

議会の国際連合体が「核兵器廃絶」決議

(資料)IPU総会決議(抜粋訳)

(連載)被爆地の一角から(37)

永井隆博士をめぐる論争 土山秀夫

資料 1 同盟安全保障に関する宣言
(抜粋訳)
NATO理事会、2009年4月4日
ストラスブール(仏)／ケール(独)

(前略)

NATOは、今後とも同盟国の安全保障協議のための不可欠な大西洋横断的フォーラムである。同盟安全保障の不可分性に基礎をおくワシントン条約第5条と集団的防衛は、現在においても将来においても我々の同盟の土台である。核戦力と通常戦力の適切な混合を基礎にした抑止力は、我々の戦略全体の中心的要素であり続ける。NATOは引き続いて軍備管理を強化し、不拡散のための努力とともに、核不拡散条約(NPT)にしたがって核と通常戦力の軍縮を促進するために役割を果たす。

NATO拡大は、ひとつの自由な欧州という我々のビジョンに近づくという歴史的な成功を収めてきた。我が同盟の価値を共有し、加盟国の責任と義務を引き受ける意志と能

力を持ち、その加盟によって同盟国共通の安全と安定に貢献しうる、全ての欧州の民主主義諸国に対して、NATOの扉は今後も開かれている。

(中略)

今日、我々の国家と世界は、テロリズム、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散、サイバー攻撃といった、新しく、ますますグローバルな脅威に直面している。その他、エネルギー安全保障、気候変動、脆弱で破綻した国家から生じる不安定性といった挑戦も、同盟安全保障と国際安全保障に否定的なインパクトをもたらす可能性がある。我々の安全保障はますます他の地域の安全保障と結びついている。

我々は、我々が直面する同盟の領域に直接に影響を与える安全保障上の挑戦に、それが戦略的遠方に起ころうとも、より近い距離に起ころうとも、対応できる能力を向上させる。同盟国は公平にリスクと責任を分担しなければならない。我々は新たな脅威が現れた時にこれに迅速かつ効果的に、

必要などころにはどこでも対応できるように、我々の能力をより柔軟で展開可能なものにしなければならない。我々はまた、より無駄のない、より費用対効果の良い組織をつくるためにNATOの構造を改革しなければならない。我々は、我々の利害が関わるところで危機管理と紛争解決に重要な役割を果たすためにNATOの能力を強化する。

(中略)

今日の脅威によりよく対処し、明日のリスクを未然に防ぐため、我々は我が同盟を刷新することを決意する。我々の将来についてのこの共通のビジョンの下に団結して、我々は事務総長に次のような優秀な専門家による幅広いグループを招集し、指揮することを要請する。すなわち、このグループは、全ての同盟国と緊密に協議して、事務総長のために新たな戦略概念を開発するための基礎をつくり、その実行のための提案を次のサミットで承認を得るために提出する。事務総長は、常設会議がその過程を通して関わることができるようにする。

(訳：ピースデポ)

両国の加盟問題は前回に続き今回のサミットでも、両国が加盟国アクション・プラン(MAP)に参加するためのさらなる努力を求める形で、事実上の先送りを決定した。これはロシアとの亀裂の拡大を避けるための選択であったと言える。だが、サミット後の15日にNATOは5月6日から約1か月の日程でグルジアにおける近隣非加盟国との合同軍事演習を行うと発表し、ロシアが強く反発している。

欧州ミサイル防衛の検討も継続

チェコとポーランドへのMDシステムの配備問題についても、今回サミットでは「ミサイル防衛についてのブカレスト・サミットの結論を強く再確認する」(第50節、資料2)とされ、米国の東欧MD配備を支持した前回サミットの立場を再確認した。しかし、欧州の地域MD構築について検討を継続する姿勢を示して、具体的な政策決定を次回以降に持ち越した(第51節、資料2)。継続される検討作業は、ミサイル脅威に対して「脅威の切迫性」と「受け入れ可能なリスク」のレベルから優先順位を付ける仕方に対処すべきであるとの方針を打ち出した(第52節)。このことの意味は、MDにおける欧州防衛と米国防衛との間の整合性を図りながら、東欧ミサイル防衛の根拠付けを明確にする点にあると思われる。

プラハ演説でオバマ大統領は東欧MDに関して次のように述べた。「チェコ共和国とポーランドはこれらのミサイルに対抗する防衛システムの受け入れに合意するという勇気ある行動をとってきた。イランの脅威が続く限り、我々は費用対効果に優れかつ有効性が実証されたミサイル防衛システムに向かって進むつもりである。もしイランの脅威が取り除かれるのであれば、我々は安全保障におけるより強固な基盤を持つことになり、今回のように欧州でミサイル防衛施設の建設を推進する理由はなくなる」⁴。

オバマ大統領は同日に会談したポーランドのカチンスキ大統領とトウスク首相に対しても、こうした姿勢を伝えたと報道されている。このオバマ演説を受けてチェコ外務省のツザナ・オブレタローヴァ報道官は、「演説は、我々がかねて言ってきたことであり、また今回のNATOサミット

でも確認されたこと、すなわち遅かれ早かれミサイル防衛は必要であるということを示している」と配備に期待感を示した⁵。だが、オバマ演説の内容は含みを持つものであり、東欧MD配備の行方は現時点で見通すことはできない。チェコでは5月8日になってトポラーネク政権は正式に退陣し⁶、官僚出身のヤン・フィシエル首相の新政権が発足した。

新「戦略概念」と核兵器の役割

今年のNATOサミットでは「戦略概念」見直しも重要課題とされた。99年に更新された現在の「戦略概念」は、加盟国間の集団防衛に加えて域外の地域紛争などへの対応を新たな任務とした。今回の戦略概念改定は、「テロリズム、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散、サイバー攻撃といった、新しく、ますますグローバルな脅威に直面している」(資料1)という認識に基づき、同盟の領域内外を問わずに「脅威」に柔軟に対応できるNATO同盟へと刷新することが目指されている。新たな戦略概念は専門家会議による提案を経て来年の次回サミットで採択されるという段取りが示されている。米国の新QDRは新しい脅威に対処することへの比重を強めることが予想されているが、NATO新「戦略概念」もそれとの整合性が追求されるであろう。

NATOの核政策については、「核戦力と通常戦力の適切な混合を基礎にした抑止力は、我々の戦略全体の中心的要素であり続ける」と述べ、改めて核兵器の役割を再確認した(資料1)。その一方で「NATO同盟諸国は、相互に強化し合う三つの柱をもっているNPTが重要であり続けており、同盟諸国は2010年のNPT再検討会議が成功を勝ち得るといって見通しを持って建設的に貢献する、ということを変更して確認する」と述べて、核兵器国の核軍縮努力を含むNPT体制の重要性を強調した(第56節、資料2)。

核軍縮の前進にNATO諸国が真に貢献するためには、NATOの核政策の変更が求められる。しかし、米国の核爆弾の欧州配備と共同使用を可能にしている核分担(ニュークリア・シェアリング)政策の変更には触れられなかった。しかし、最近の「核兵器のない世界」へのうねりを反映

して、核分担受入れ国では変化の兆候が見られる。NATOサミット後の4月10日、ドイツ外相（社会民主党）であり次期首相候補と見られるシュタインマイヤー氏は、国内に配備されている米国の核爆弾について、「これらの兵器は今日では軍事的に時代遅れである」と述べて、撤去を要求する発言を行った⁷。メルケル現首相は核分担政策を支持しているが、ドイツが核兵器撤去と核分担政策の変更を求め可能性が出てきた。（吉田遼、梅林宏道）[Ⓜ]

注

- 1 www.defenselink.mil/news/newsarticle.aspx?id=54054
- 2 国防総省プレスリリース。
www.defenselink.mil/releases/release.aspx?releaseid=12627
- 3 首脳会談後に発表された米ロ共同声明の抄訳は本誌326号（09年4月15日）。
- 4 オバマ大統領の演説の抄訳は本誌326号（09年4月15日）。
- 5 09年4月5日、ロイター通信。
- 6 本誌326号（09年4月15日）に関連記事。
- 7 09年4月10日、独紙「シュピーゲル」。

資料 2 **ストラスブルク/ケール・サミット宣言**（抜粋訳）
NATO理事会、2009年4月4日
ストラスブルク(仏)/ケール(独)

50 弾道ミサイルの拡散は、同盟諸国の軍隊、領域、人民に対する脅威を増大させる。ミサイル防衛はこうした脅威に対抗するより広い応答の一部を形成する。それ故我々はミサイル防衛についてのブカレスト・サミットの結論を強く再確認する。

51 欧州の同盟国領域と住民のすべてをカバーするような包括的ミサイル防衛構造（アーキテクチャー）のための選択肢を開発するというブカレスト・サミットでの我々の要請に応じて、いくつかの技術的アーキテクチャーの選択肢が開発され、続いて政治軍事的観点から評価された。我々は、まだ追加的な作業が必要であると認識している。この文脈において、重要な構造的要素についての合衆国の将来の貢献は、この同盟努力へのNATOの入念な取り組みを強化することになるだろう。

52 これらの選択肢についての技術的及び政治軍事的な分析に基づいて、我々はミサイル脅威に対しては、脅威の切迫性のレベルと受け入れ可能なリスクのレベルについて考慮するなど、優先順位をもったやり方で対処すべきだと判断する。我々は技術的アーキテクチャーの選択肢の包括的な分析を受け取った。そして、それらの選択肢のいくつかはブカレスト・サミットの要請を満たしていないけれども、選択肢はそれぞれ長所と短所を持っているという全体的な評価に同意する。

53 同盟安全保障の不可分原則と同時にNATOの団結に留意しながら、ブカレスト・サミットの要請を考慮に入れて、すでに調査されたアーキテクチャー要素から引き出され、アーキテクチャーについての代替案になるような勧告を、次のサミットで検討に付すために提出することを、我々は常設会議に要請する。我々はまた、ミサイル防衛に関する将来の政治的決定に情報を与えるため、NATOの配備戦力の保護を超えて、領土のミサイル防衛を含むように能動的な多層戦域弾道ミサイル防衛（ALTBMD）プログラムの役割を拡大する可能性に関して政策的、軍事的、技術的な作業を特定し、取り組むことを常設会議に要請する。

54 我々は、あらゆる懸念を減じるための最大限の透明性と相互の信頼醸成措置を含

む、ロシアとNATOの間のミサイル防衛協力をより一層拡大することを支持する。我々は、適切な時期に合衆国、NATOおよびロシアのミサイル防衛システムをリンクする可能性を追求する用意があることを再確認し、ロシア連邦が合衆国のミサイル防衛協力の提案を利用することを薦める。

55 ブカレストにおいて、我々は軍備管理、軍縮および不拡散が、平和と安全および安定にとって重要な貢献をし続けるであろうことを再確認した。これらの問題についての活発な検討を続けるという常設会議に課した我々の要請に応じて、常設会議の報告書がNATOのこの分野における業績を強調していることに我々は注目する。その報告書は、現在行われている幅広い活動を示しており、その中には、大量破壊兵器の拡散を阻止する継続的な努力や過剰な小火器や軽武器、余剰の弾薬を破壊することが含まれている。同盟諸国は集団的防衛に備え、全ての分野の使命を履行できるように、可能なもっとも低い軍事力の水準で、安全と安定を高めることを引き続き追求している。NATOと同盟諸国は、軍備管理、軍縮および不拡散の領域における国際的な努力に貢献し続けるべきである。我々はこれらの分野におけるNATOの貢献について、市民の認識をより高めることを目指す。我々は、安全保障上の挑戦に対するNATOの幅広い対応の一部として、これらの問題についての活発な検討を続けることを常設会議に課す。

56 NATO同盟諸国は、相互に強化し合う三つの柱をもっている核不拡散条約（NPT）が重要であり続けており、同盟諸国は2010年のNPT再検討会議が成功を勝ち得るといふ見通しを持って建設的に貢献する、ということを変更して確認する。同盟諸国は核兵器と運搬システムを劇的に削減してきており、条約に込められている全ての目的を追求する誓約を持ち続けている。我々は、NPTの普遍的な遵守、国際原子力機関（IAEA）の保障措置協定に関する追加議定書への普遍的な加盟、および安保理決議1540の完全遵守を要求する。我々は、国家および非国家主体が大量破壊兵器とその運搬手段を入手することを阻止する努力を強化する。これに関して、我々は、大量破壊兵器の拡散を防止し、化学、生物、放射性及び核兵器の脅威から防衛するためのNATOの包括的な戦略レベルの政策を支持する。我々はイランの核と弾道ミサイルに関する計画と関連する拡散リスクを深く憂慮しており、イランに対して関連する安保理決議を遵守するよう要求する。我々はまた、朝鮮民主主義人民共和

国の諸計画と拡散活動についても憂慮しており、関連する安保理決議を完全に遵守するよう要求する。

57 我々は欧州通常戦力条約体制に対し、そのもつすべての要素に関して最も高い価値を置く。我々は欧州大西洋安全保障の基礎として、付随体制を含むCFE（欧州通常戦力）条約の戦略的重要性を強調する。我々は、ブカレスト・サミットにおいて表明された2008年3月28日のNATO理事会の声明に対する支持を再度言明し、2008年12月のNATO外相会合の声明を完全に支持する。2006年のリガ・サミット宣言の第42節や、ウィーンで開かれたCFE条約臨時会議での同盟国による最終声明、そして、その後の発展を反映した同盟の諸声明に含まれている（NATO）同盟の立場に表明されているように、我々は同盟のCFE条約体制に対する誓約を再確認する。我々は、2007年12月12日以来、ロシアがCFE条約下における法的義務の一方的な「一時停止」を継続していることを深く憂慮している。その上、グルジアにおけるロシアの行動は、ヨーロッパにおける安定と安全の基礎となっている欧州安全保障協力機構の基本的な諸原則—それはCFE条約を支える諸原則である—に対するロシアの誓約に疑義を生み出している。これらの行動はCFE条約体制の長期的な有効性を守ろうという我々の共通の目的に逆行するものであり、我々はロシアに対して遅滞なく条約履行を再開するよう要求する。協調的安全保障への我々の誓約、国際的合意の遂行、および軍事的な透明性と予測可能性に由来する信頼に対して我々が置いている重要性のために、我々はロシアの「一時停止」にもかかわらず条約履行を完全に継続してきた。しかしながら、ロシアが履行しないのにNATOのCFE加盟国が条約を履行するという現在の状況は、無期限に続くことはできない。我々は、NATO同盟国によるCFE適合条約の批准措置とロシアによるグルジアとモルドバ共和国に関する懸念の約束などに関する措置という主要問題への並行アクションという、ワンセットの建設的で前向きな提案を行った。我々は、これらの提案が、ロシアが表明している懸念のすべてに対処できるものであることを引き続き信じている。我々がともにこの画期的な体制の恩恵を守ってゆくことができるように、ロシアが並行するアクションのパッケージを基礎にした合意を目指して、我々及び他の関係するCFE加盟国と協力するよう引き続き要求する。

（訳：ピースデポ）

オバマ・プラハ演説に応答

宇宙軍事化禁止、不可逆的核軍縮など追加要件を提示

メドベージェフ ヘルシンキ演説

4月20日、ロシアのメドベージェフ大統領はヘルシンキ大学で演説を行い、4月5日のプラハ演説（前号に抜粋）でオバマ大統領が示した核軍縮提案に応えた。START失効（今年12月5日）後の新条約交渉の開始を合意した4月1日の「戦略攻撃兵器のさらなる削減交渉に関する米ロ共同声明」（以下「核削減声明」）、核軍縮における包括的な協力を約束した同日の「米ロ共同声明」（以下「包括声明」、2つの声明の抜粋は前号参照）で開始が宣言された二国間対話の新次元と、「実質的課題」（包括声明）に関するロシア大統領の所信を述べたものとして注目された。

核軍縮への追加3要件

演説の抜粋を下の資料に示す。

メドベージェフは、オバマが示した「核兵器のない世界」への歩みに賛意を示しつつ、3つの追加要件を提案した。

メドベージェフ提案の第1は、「宇宙の軍事化の防止」である。メドベージェフは、「包括声明」において「相互の見解に齟齬がある」とした上で継続協議課題とされた欧州MD問題を重視する姿勢を強調した。メドベージェフは、「この問題は依然として重要かつ複雑」であることを認めつつ、米国MDシステムの東欧への「一方的配備」に対する警戒を改めて表明し、全欧州が参画するシステムの構築を訴える一方で、今後の協議への期待を示した。この件に関しては、本号の前記事において記したように、NATOにおける協議の進行と併せて推移に関心を払う必要がある。

第2の追加要件として提案されたのは、核戦力削減を通

交換である。

そして第3には、いわゆる復元可能な核能力の創出は受入れがたいということ、確認しなければならない。

安全保障のもう一つの側面に、攻撃的兵器と防衛的兵器の関係がある。専門家たちの間から対弾道ミサイル制限（ABM）条約の復活を求める声が上がっていることは偶然ではない。私は繰り返し述べられてきたロシアの立場を隠さない。我々は、ミサイル防衛システムの一方向的配備を深く懸念している。これは、この分野における現存する抑制と均衡のシステムを損ない、核軍縮の見通しをきわめて複雑なものにする。

不幸にして、この問題に関して米国の前政権との間では共通の言語を持つことができなかったが、新大統領とはロンドンにおいて協議を継続することに合意した。我々は生起しうるミサイルの脅威に対抗する広範な協力の提案—それは我々が一度ならず行ってきたもの—を堅持しつつ、今後継続して協議してゆきたい。

世界的なミサイル防衛は、たんに一国あるいは特定の国家集団の利益に資するものではない。その諸条件を、不幸にして我々が目のあたりにしているミサイル防衛システムの欧州配備のように一方的に設定することは不可能である。（略）ミサイル防衛システムを立ち上げようとするならば、それは世界的なものでなければならない。（後略）

（訳：ピースデポ）

www.kremlin.ru/eng/speeches/2009/04/20/1919_type82912type-82914type84779_215323.shtml

資料 **メドベージェフ・ロシア大統領のヘルシンキ大学での演説**
2009年4月20日

（前略）

もし我々が、欧州の安全保障に関する新しい条約に合意するとすれば、それは一皆さんが望むならば—「ヘルシンキ・プラス条約」とでもいうものになるであろう。新条約は、ヘルシンキ・プロセスの成果から生み出された原則と仕組みを確認し、持続させ、実質化するものとなると同時に、21世紀におけるイデオロギー対立の終焉と新しい国際法上の課題の出現に合わせて改編を加えたものになるであろう。

重要なことは、紛争の防止と平和的解決のための共通のメカニズムを法制化し、安全への脅威への対処の新しい段階に進む、バンクーバーからウラジオストクまで広がる協力を築くことであると考えます。

将来の条約には軍備管理レジーム、信頼醸成措置、戦力展開の規制と合理的十分性に関する基本原則が含まれるべきであると私は考える。ロシアはすでに軍備管理に重要な貢献をしてきており、今後もそれを継続する。我々は、戦力を、よりコンパクトで機動性が高く、近代的生活様式により合致したものにするための軍近代化にすでに着手しており、それを完成させる所存である。

（略）

将来の条約のための努力は、もう一つの重要な課題をも前に進めるであろう。それは、核兵器のない世界への歩みである。この問題では、5つの核保有国とりわけロシアと米国の責任は重い。

先頃、私は米国のオバマ新大統領と初め

での会談を持った。そこで我々は、12月に期限が切れるSTART条約に代わる包括的な合意を形成するための協議を開始することに合意した。2002年のモスクワ条約を超える規模で戦略的攻撃能力を削減することが必要であり、我々にはそれが可能であるという認識を正式の合意とすることが重要なのは言うまでもない。オバマ大統領と私は、STARTを引き継ぐために検討されるこの新条約は、核弾頭数とともに、大陸間弾道弾、弾道ミサイル潜水艦及び核兵器搭載重爆撃機といった運搬手段を制限するものであらねばならないと考えている。

戦略的攻撃兵器に国外配備の余地を与えないことは可能である。当然のことながら、安全性に関する諸課題は最前面に据えられるべきであるし、両国が等しく安全保障の権利を持っているとの認識にたって交渉は進められるべきである。

核軍縮に関しては、多くの極めて厳しい予測が存在する。我々は、オバマ大統領がプラハ演説の中で上げた、核軍縮実現のために遵守されるべきいくつかの要件に注目した。ここで繰り返すことはしないが、オバマ大統領が示した要件は重要なものだ。ここで私は、いくつかの要件を追加提案する。それらは核軍縮合意と新しい次元の安全保障を実現するために必要な要件である。

第1に、我々は宇宙の軍事化を防止しなければならない。多くの言及がなされているが、この問題は依然として重要かつ複雑なものである。

第2に、核兵器削減を通常型兵器による戦略システムで埋め合わせることを受け入れるわけにはゆかない。これは不等価な

列国議会同盟 (IPU) 総会

核兵器禁止条約含む

国連事務総長の

核兵器廃絶「5項目提案」
支持を決議

4月5日からエチオピアのアジスアベバで開催されていた第120回列国議会同盟 (IPU) 総会は、最終日の10日、「核不拡散・核軍縮を前進させ、包括的核実験禁止条約を確実に発効させる。議会の役割」と題する決議案を全会一致で採択した¹。抜粋訳を6ページに掲載する。

120年の歴史を持つIPUは、グローバルな課題における議会間の対話と協力の推進をめざした、各国議会を構成メンバーとする国際組織である。現在、日本の衆参両議院を含む153の主権国家における議会と、準メンバーとして欧州議会など8つの地域組織が加盟している。ここでは、米国を除く4つの核兵器国 (露、英、仏、中)に加え、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の議会も含まれている。

今回の決議採択が実現した背景には、「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)による強力なイニシアティブがあった²。

常戦力によって補うことを「不等価な交換」として制限することであった。

第3の追加要件としてメドベージェフが提案したのは、核軍縮の不可逆性に関する事項である。メドベージェフは「いわゆる復元可能な核能力の創出は受入れがたい」という表現によって、新条約交渉では、02年のモスクワ条約 (SORT)において温存された、作戦配備から外されるが再配備可能な核弾頭 (プッシュ政権下でのいわゆる「迅速対応戦力の弾頭」)を認めないとの考えを示した。すなわち「核削減声明」で示された、モスクワ条約を「下回る削減レベル」という目標を、たんに作戦配備の核弾頭数にとどまらず、運搬手段の制限や核弾頭の解体を含めた不可逆的なものでなければならぬとの考えが明確に示された。

一方、メドベージェフは「戦略攻撃兵器の国外配備に余地を与えない」として、NATO5か国に配備された米国の核兵器を牽制することも忘れなかった。

このようにメドベージェフは、オバマ・プラハ演説を歓迎しつつ、今後の「実質的課題」に照らしたロシアの立場を示したのである。

「ヘルシンキ・プラス」条約の提案

オバマはプラハ演説においてプラハの春 (68年)、「ビロード革命」(89年)、NATOへの加盟 (99年3月)という歴史的経緯をたどりながら「チェコが自由な国家となりNATOに加入し、欧州の指導的立場にたった」ことに賛辞を送った。これは、80年代後半から90年代初頭のソ連及びワルシャワ条約機構 (WTO)の解体と、その結果としてある今日のNATOの東方拡大という歴史総体を俯瞰した上での「勝利宣言」とも聞くことができる。しかし、そのことが軍事大国ロシアを目指すメドベージェフに對立を煽っているわけではない。「核兵器のない世界」へのビジョンが米ロ間で共有され、新たな核軍縮交渉のテーブルが作られるこ

07年11月に国連で開催された議員聴聞会における問題提起、これを受けての第118回IPU総会 (08年4月、南アフリカ)における決議案ならびにその背景情報を詳説した報告書案の策定に向けた作業グループの立ち上げ、続く第119回総会 (08年10月、ジュネーブ)での協議、といった決議採択までの一連の流れのなかで、PNND加盟議員が重要な役割を果たしたと伝えられる。

内容面で最も注目すべきは、潘基文 (パン・ギムン)国連事務総長の「5項目提案」への支持表明を自国政府に指示するよう各国議会に要請した主文24であろう。決議では詳しく言及されていないが、08年10月24日の「5項目提案」の最大のポイントが、「相互に補強しあう別々の条約の枠組み」あるいは「確固たる検証システムに裏うちされた核兵器禁止条約」に言及した点であったことは、本誌が解説してきた通りである³。

米国が含まれていないものの、現存する核保有国の議会が加盟している議会同盟において、間接的な形ながらも「核兵器禁止条約」への支持が盛り込まれた意義は大きいだろう。(中村桂子) **M**

注

1 www.ipu.org/conf/e/120/120-1.htm

2 www.gsinststitute.org/pnnd/IPU.htm

3 本誌315・6号 (08年11月15日号)に抜粋訳。

とが、他の分野も含めた軍縮交渉の糸口になりうるとの期待がメドベージェフ演説の基調にあると考えてよいであろう。

4月1日の「包括声明」はNATOロシア理事会と欧州安全保障協力機構 (OSCE)を、欧州安全保障に関する「重要な多国間協議の場」として位置づけた。75年、ヘルシンキで開かれた第1回「全欧安保協力会議 (CSCE)」とそこで採択された「ヘルシンキ宣言」は、冷戦下の緊張緩和 (デタント)と東西対話に大きな役割を果たし、その後OSCEへと発展した。この経緯を振り返ることに演説の多くを割いたメドベージェフは、「バンクーバーからウラジオストクまで」という02年のNATOロシア理事会の発足にあたってのプーチン大統領が行った演説を引用しながら、「軍備管理レジーム、信頼醸成措置、戦力展開の規制と合理的十分性」を基軸とした全欧的な安全保障条約＝「ヘルシンキ・プラス」条約を提唱した。

困難を乗り越える英知を—市民世論が鍵

4月1日以降の一連の流れは、米ロ核軍縮交渉が、「核兵器のない世界」を手繰りよせるかもしれないという期待を抱かせるに十分なインパクトを国際社会にもたらした。メドベージェフ演説も間違いなくその流れの中にある。

MD問題にとどまらず、欧州のあるべき安全保障体制については米ロ間の齟齬は決して小さくない。「ポストSTART」を巡る米ロ交渉が、底流にあるこのような複線的な対立の影響を受けつつ進むことは不可避である。この困難な構造の中で、オバマ、メドベージェフ両首脳に強く求められるのは、核軍縮の大義を放棄しない信念と、重層的な交渉に耐える忍耐と柔軟性そして、核軍縮交渉を包括的な欧州の「協調的安保」の構築へとつなげてゆく、持続する意志である。市民世論の高まりがそれを可能にする。(田巻一彦) **M**

核不拡散・核軍縮を前進させ、包括的核実験禁止条約を確実に発効させる。議会の役割

第120回列国議会同盟総会における全会一致採択決議

2009年4月10日、アジスアベバ（エチオピア）

第120回列国議会同盟総会は、（略）

NPT及びそれに基づく保障措置協定の下の前進が図られてきたことを確認するとともに、1995年ならびに2000年のNPT再検討会議における誓約を完全に履行するよう核兵器国に要請し、

あらゆる情況における核爆発の禁止に向け、国際社会が40年に渡ってたゆまぬ努力を続け、かつ、署名開放より13年が経つにもかかわらず、CTBTが未だ発効していないことを懸念し、

核兵器爆発実験や他の核爆発に関する検証を伴う停止は、核軍縮・核不拡散における効果的な措置であり、また、核軍縮に向けた有益な予備的措置であることを確信し、しかし核兵器の脅威を取り除く唯一の方法は、そのような非人道兵器の完全廃棄であることを強調し、

普遍的かつ実効的に検証可能なCTBTは、核軍縮・核不拡散の分野での極めて重要な条約であることを強調し、

核協力、平和目的での核技術の発展途上国への移転、及び核不拡散の促進においてIAEAが果たしている決定的役割と、すべての国が追加議定書を伴う包括的保障措置協定によって定められる拡散防止のための保障措置基準を採用する必要性を強調し、軍縮交渉の優先課題をめぐる見解の相違から、10年以上にわたって国連の多国間軍縮交渉機関であるジュネーブ軍縮会議が未だ作業計画に同意しておらず、重要な任務を再開していないことに失望の念を示し、戦略兵器削減条約等の二国間軍縮条約が果たす重要な役割を考慮するとともに、いくつかの核兵器国が行った保有核兵器の削減を歓迎し、また、すべての核保有国によるあらゆる種類の核兵器に関するいっそうの、より速やかで不可逆的な削減を要請し、

世界の平和と安定を確かなものとする最善策は、核兵器の軍備撤廃ならびに不拡散を含む国際安全保障のための実効的な措置を講じることであることを確信し、

国家安全保障ドクトリンにおける核兵器の重要性の低減や、核兵器システムにおける高度警戒態勢からの解除といった信頼醸成措置の利点を認識し、また、南太平洋、アフリカ、東南アジア、およびラテンアメリカといった、自由意志で合意された地域的な非核兵器地帯によって生み出される相互信頼について留意し、

中東非核兵器地帯を例外なく設立する重要性を強調し、

偶発的あるいは無認可の核兵器使用の危険性と、その結果として起こる人的被害、環境破壊、政治的緊張、経済的損失、および市場不安について深く憂慮し、

各国政府へのいっそうの圧力、また、核兵

器開発に充当されている軍事予算と調達計画の精査の形で、とりわけ核兵器にかかわる軍縮プロセスに対し十分な議会の関与を達成することを誓約し、

国防政策は、すべてにとって安全保障が減じないとの基本原則を損なうようなものであってはならないという事実を留意し、よって、核兵器国の抑止能力に影響を与える戦略的対弾道ミサイル資産の一方的配備や増強は、核軍縮プロセスを妨げうることを想起し、

1.すべての核兵器国に対し、あらゆる種類の核兵器に関する、いっそうの、より速やかで不可逆的な削減の実施を求め、

2.国際法に則り、核兵器及び他の大量破壊兵器の拡散を防止し、それと闘う努力を倍化させるようすべての国家に要請する。

3.核不拡散・核軍縮の達成に向けた枠組みの一端としてのCTBTの重大な役割を強調するとともに、署名開放以来13年が経過するにもかかわらず条約が未だ発効であることに失望の意を表明する。

4.CTBTの一刻も早い発効を実現するべく、遅滞なく、無条件で署名及び批准することの重要性ならびに緊急性を強調する。

5.バルバドス、ブルンジ、コロンビア、レバノン、マラウイ、マレーシア、モザンビーク、および東ティモールにおける2008年のCTBTの署名・批准を歓迎する。

6.未だCTBTに署名・批准していないすべての国の議会に対し、自国政府にそうした行動をとるよう圧力を加えるよう求める。

7.とりわけCTBTの附属書2に記載された発効要件国で、未だ署名・批准していない国の議会に対しては、条約への即時署名ならびに批准を自国政府に促すよう要請する。

8.すべての核保有国に対し、核兵器実験モラトリアムを引き続き堅持するよう求めるとともに、自国の核実験場の閉鎖を実施していない国家に対しては自主的にそれを進めるよう求め、また、CTBT発効までの間、CTBT機関の検証システムに対する支援を維持するよう求める。

9.核兵器や他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産禁止に向けた、差別的でなく、多国間の、国際的に検証可能な条約に関する速やかな交渉開始を要請する。

10.核弾頭搭載可能な短距離ならびに中距離陸上ミサイルの禁止条約締結をめざした交渉を開始するよう各国に求める。

11.ハーグ行動規範に加盟していない弾道ミサイル能力を保持する国家に対し、同規範を弾道ミサイル拡散に対して完全に有効なものとするべく、速やかな加盟を勧告する。

12.すべての核保有国に対し、国家安全保障ドクトリンにおける核兵器の重要性の低減や、核兵器システムにおける高度警戒態勢からの解除といった信頼醸成措置を講じるよう求める。

13.NPTへの普遍的加盟の達成、NPT未加盟国による即時かつ無条件での非核兵器国としてのNPT加盟、ならびにすべてのNPT加盟国による条約下での義務履行の重要性を再確認する。

14.疑惑国が民生利用の核エネルギーの分

野において国際協力の恩恵を得るための前提条件として、保障措置協定及び追加議定書、なかでもIAEAの枠組みにおいて締結される査察措置への署名・遵守が要求されるべく期待する。

15.すべての国家に対し、中距離及び短距離ミサイルの全廃に関する米国と旧ソ連間で調印された条約（INF全廃条約）が規定する義務のグローバル化をめざした構想を支持するよう求めるとともに、起こりうる脅威についての共同評価を第一歩とする、ミサイル防衛問題に対する協調的アプローチを促進するよう求める。

16.あらゆる核軍縮・不拡散義務を自国に確実に遵守させるよう各国議会に求める。

17.列国議会同盟の会議や総会がこれまで採択してきた平和・軍縮・安全保障に関するすべての決議や勧告に対し、強固かつ効果的な支援を行うよう各国議会に求める。

18.各国議会に対し、あらゆる軍備管理・不拡散・軍縮条約ならびに国連決議に関する自国の履行状況についての厳格な監視を行い、また、核問題に関して一般市民を関与させ、それらの進捗について列国議会同盟に報告するよう奨励する。

19.IAEA加盟国または保障措置協定締結国に対し、IAEAの保障措置における責務遂行に強力かつ継続的な支援を提供するとともに、求められた全ての情報を提供することによってIAEAと誠実に協力することを要請する。

20.一般的保障措置協定の批准が発効の要件とされている国に対し、可能な限り早期にその目的に向けた必要な措置を講じるよう求める。

21.加えて、未だ追加議定書に署名または批准していない保障措置協定の締結国に対し、可能な限り早期にそうした行動をとるよう求める。

22.国連、とりわけ国連軍縮局、ならびにCTBT機関準備委員会に対し、列国議会同盟との協力を強化するよう勧告する。

23.列国議会同盟の事務総長に対し、この決議が言及している国際条約について、未だ署名または批准を行っていない国の議会と、年次ベースで連絡をとるよう求める。

24.各国議会に対し、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長の演説「国連、そして核兵器のない世界における安全保障」で言及された5項目提案への支持を表明するよう自国政府に指示することを要請する。

25.既存の非核兵器地帯の完全な批准及び履行を支持するとともに、特定地域において、国家の自由意志によって合意された追加的な非核兵器地帯を設立する可能性を追求するよう各国議会に奨励する。

26.1995年のNPT再検討会議で合意された決議に従って、中東が例外なく非核兵器地帯であるとの宣言を行うために必要な措置が実行されるよう求める。

27.すべての議会が最高位の政治レベルにおいて本件の推移を引き続き注視するとともに、あらゆる可能な機会を利用して、二国間あるいは共同の普及啓発活動、セミナー、その他の手段により、NPTの遵守を促進するよう奨励する。

（訳：ピースデポ）

「浦上燔祭説」とは何か

原爆投下をめぐる論争といえば、誰しも念頭に浮かぶのは日米間の大きい解釈の隔たりであろう。原爆投下は戦争の終結を早め、米軍兵士百万の生命を救ったとする正当論と、日本の降伏はすでに明らかであったのに、実験やソ連牽（けん）制のための犯罪行為であったとする対立である。

ところが長崎では、これとは全く違った角度からの論争が、今なおすぶり続けている事実がある。「この子を残して」や「長崎の鐘」など一連の作品を書き残した永井隆博士の、原爆投下に対する見方への評価が割れているためだ。永井博士は長崎医科大学で放射線医学の研究に取り組み、その間の診療によって大量の放射線を浴び（当時は放射線防護の認識が薄く、全国的にも放射線障害を蒙る専門家が少なくなかった）、1945年6月には白血病で余命3年と診断されている。その2ヵ月後の8月9日、爆心地から700mの長崎医科大学内で被爆し、自らも負傷しながら必死に被災者の救護活動に従事した。翌年には白血病が悪化して寝たきりになり、床の中で執筆を精力的に続けたが、1951年5月に死去した。博士はカトリックの信仰に厚く、木造平屋の住まいを「己の如く人を愛せよ」という聖書の言葉を取って「如己堂」と名づけていた。

長崎初の名誉市民であり、「浦上の聖者」とさえ言われる程の知名度の高さから、博士の言動を批判することは一種のタブーにも等しかった。特に浦上教会の信徒12,000人中約8,500人が原爆投下によって死亡し、明治時代までの宗教弾圧に加えて被爆者への差別という二重の差別に苦しむカトリック信者にしてみれば、博士は輝ける心の支柱でもあった。それなのになぜ批判されるような事態が起こったのか。それは永井博士が「天主教浦上信徒代表」として読み上げた「原子爆弾死者合同葬弔辞」（1945年11月）の内容にあった。

70年代のはじめ、長崎の詩人でカトリック信徒の山田かん氏は、「聖者・招かれざる代弁者」という一文を発表して痛烈にそれを批判し、94年には高橋眞司長崎大学名誉教授（現在）が著書「長崎にあって哲学する」の中で同様の批判を行った。後者は永井博士による長崎原爆の思想化（高橋教授はそれを浦上燔（はん）祭説と呼んでいる）として、浦上に原爆が投下されたのは単なる偶然ではなく、神の摂理によると考えていること。また原爆死没者は永井博士によれば神の祭壇に供えられた犠牲すなわち「燔祭」とみなしていることを挙げ、死没者がむごい死を政治によって強制された人々ではなく、美しい最後をとげた「汚れなき小羊」とみなしている。この点から高橋教授は、浦上燔祭説の歴史的意義は、日本の戦争責任と米国の原爆投下責任を二重に免責している」と指摘する。

この種の批判に対して、当然ながら主としてカトリック系の人たちから反論がなされた。山田かん氏に対しては地元の「カトリック・グラフ」が、高橋眞司氏に対しては片岡千鶴子・純心大学長ほかの人たちが永井博士の弁護を行っている。永井博士が説いたのは、被爆死を免れはしたものの動揺の激しかったカトリック信徒に向かって、内輪の宗教的教義として述べたものであり、それを一般化して批判するのは当たらないといった趣旨だった。しかし高橋氏は「長崎の鐘」や「ロザリオの鎖」などの永井博士の著作にも収録されて広く流布されていることから、「弔辞」の意図をこえて、歴史的意義を担うべきものとして再反論している。

ともあれ、日常とかく表層的に捉えられがちな被爆問題について、原爆投下と戦争責任、それへの人間や宗教のかかわりを改めて問い直させる内容の論争といえよう。決してそれは不毛の論議ではあるまい。



特別連載エッセー●37

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から
土山秀夫

日誌

2009.4.6~5.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

GAO = (米)政府説明責任局 / IAEA = 国際原子力機関 / ICBM = 大陸間弾道ミサイル / ICNND = 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 / NPT = 核不拡散条約 / SACO = 沖縄に関する特別行動委員会 / START1 = 第1次戦略兵器削減条約

原子力の民生利用と核兵器 —不拡散の取り組み強化—

ICNND
日本NGO連絡会
公開セミナー3

7月7日(火)午後6時半~8時半

場所:渋谷区消費者センター 5階第1会議室
(「渋谷駅」宮益坂口より徒歩5分)

◎報告と問題提起

勝田忠広さん(明治大学講師)「原子力と核拡散のつながりの基礎知識」
西尾漢さん(原子力資料情報室共同代表)「原子力の将来動向:特に核不拡散の観点から」
鈴木達治郎さん(東京大学公共政策大学院客員教授)「核不拡散を強化する対策」

◎ディスカッション

参加費:一般800円/学生500円(事前申し込み不要)

主催:ICNND(核不拡散・核軍縮に関する国際委員会)日本NGO・市民連絡会

お問い合わせはピースデポまで。

- 4月9日 イランのアフマディネジャド大統領、ウラン濃縮活動拡大を明らかに。
- 4月10日 ドイツ外相、独シュピーゲル誌のインタビューで、独内配備の米核弾頭の撤去を要求する発言。(本号参照)
- 4月10日 列国議会同盟(IPU)総会、核軍縮・不拡散に関する決議案を採択。(本号参照)
- 4月13日 国連安保理、北朝鮮の「人工衛星」発射を非難する議長声明を全会一致で採択。
- 4月13日 イランのジャリリ最高安全保障委員会事務局長、米露英仏中独の6か国が提案している核協議に参加の意向を正式表明。
- 4月14日 北朝鮮、13日の安保理議長声明等に反発し6か国協議脱退と「自衛的核抑止力の強化」を表明。
- 4月15日 安倍元首相、バイデン米副大統領と会談、麻生首相からオバマ大統領あての核軍縮に関する親書を手渡す。
- 4月16日 北朝鮮の要請を受け、寧辺のIAEA監視要員が出国。17日に米政府要員も出国。
- 4月16日 スタインバーグ米国務副長官、訪米中の前原民主党副代表との会談で、同盟国に対する「核の傘」の維持を表明。
- 4月17日 パキスタン支援国会合、東京で開催。約50の国と国際機関がテロ対策などに今後2年間で総額約50億ドル超の拠出を決定。
- 4月19日 中川前財務相、「核に対抗できるのは核だ」というのは世界の常識、「核(武装)の論議と核を持つことは全く別問題」と発言。
- 4月20日 河村官房長官、非核3原則堅持を表明し、核保有の選択肢を否定。
- 4月20日 キッシンジャー元米国務長官、岡山大学で講演。オバマ大統領への支持を表明。
- 4月20日 メドベージェフ露大統領、START1後継条約ではICBMなどの運搬手段も制限する必要があると発言。(本号参照)
- 4月20日 米エネルギー省、核燃料再処理施設

- 設や高速炉の建設計画の取り止めを明らかに。
 - 4月22日 シャープ在韓米軍司令官、北朝鮮の不測事態に対する米韓概念計画「5029」の完成と作戦計画への格上げ完了を示唆。
 - 4月23日 米国防総省、「4年毎の国防見直し(QDR)」と「核態勢見直し(NPR)」の策定作業の開始を発表。(本号参照)
 - 4月24日 麻生首相とオバマ米大統領が電話会談。首相、大統領核軍縮演説を支持。大統領は「日本は核軍縮分野のリーダー」と述べる。
 - 4月24日 START1後継条約締結に向けた米ロ高官協議、ローマで開始。5月に外相会談。
 - 4月25日 民主党の浅尾「次の内閣」防衛相、敵基地攻撃能力の保有が必要との考えを示す。
 - 4月25日 北朝鮮外務省報道官、使用済み核燃料棒の再処理開始を発表。朝鮮中央通信。
 - 4月27日 中曾根外相、東京で「ゼロへの条件—世界的核軍縮のための『11の指標』」と題する演説。
 - 4月27日 非核兵器地帯締約国・署名国会議準備会合、モンゴルで開幕(～28日)。
 - 4月29日 麻生首相と中国の温家宝首相が北京で会談。北朝鮮の6か国協議復帰への働きかけ強化などを確認。
 - 4月29日 北朝鮮外務省、国連安保理が制裁を撤回し謝罪しなければ、2度目の核実験やICBM発射試験を行うと発表。朝鮮日報。
 - 5月4日 NPT再検討会議準備委員会、ニューヨークの国連本部で開幕(～15日)。
 - 5月5日 ICNNDの報告書草案が明らかに。「核の脅威をなくす—世界の政策立案者向けの具体的な行動計画」という表題で3部構成。
- 沖繩
- 4月8日 防衛省、海兵隊グアム移転で何棟の隊舎が必要になるか分からないと明らかに。
 - 4月8日 衆院外務委員会、グアム移転協定審議で伊波宜野湾市長ら4氏を参考人招致。

- 4月8日 河村官房長官、第9回普天間移設協議会で、知事の沖合修正要求に対し、「地元の意向を念頭に、誠実に対応する」と発言。
- 4月9日 GAO、海兵隊グアム移転の基地建設費用に関する報告書を米議会へ提出。
- 4月9日 日本政府、海兵隊グアム移転協定には法的拘束力はないとの見解を示す。
- 4月10日 衆院外務委員会、海兵隊グアム移転協定を賛成多数で承認。
- 4月13日 嘉手納基地、F22が緊急着陸。
- 4月14日 衆院本会議、海兵隊グアム移転協定締結の承認案を与党の賛成多数で可決。
- 4月19日 6機のF22、嘉手納基地を離陸。20日にも6機が離陸、全12機が米本国へ帰投。
- 4月20日 高見沢防衛省防衛政策局長、SACOでMV22オスプレイの普天間代替施設への配備を念頭に米側と調整していたことを明らかに。
- 4月23日 普天間爆音訴訟の控訴審第1回口頭弁論、福岡高裁那覇支部で開始。
- 4月24日 沖縄防衛局、普天間代替施設アセス準備書の住民説明会を名護市辺野古で開催。
- 4月30日 キャンプ・ハンセンの廃弾処理場で山火事発生。21時間燃え続ける。

今号の略語

- CFE=欧州通常戦力(条約)
- CSCE=全欧安保協力会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- MD=ミサイル防衛
- NATO=北大西洋条約機構
- NPR=(米)核態勢見直し
- NPT=核不拡散条約
- OSCE=欧州安全保障協力機構
- QDR=(米)4年毎の国防見直し
- SORT=戦略攻撃力削減条約
- START=戦略兵器削減条約
- WTO=ワルシャワ条約機構

核兵器廃絶のためのオープンな情報交換の場 アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-owner@list.jca.apc.orgに「入会希望」のメールを送ってください。
http://list.jca.apc.org/manage/listinfo/abolition-japanからも手続きできます。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org>、梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@com.home.ne.jp>
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、渡邊浩一、塚田津音子、津留佐和子、中村和子、華房孝年、吉田遼、梅林宏道